

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 日本協議委員会（協議委設置関係）(Ⅲ)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 日米協議委員会, 対沖縄援助, 閣議請議 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43710

于平久十原稿

(No. 6)

and/or

材料

も	了	本	美	し	了	球	通	2
9	陽	国	記	維	実	球	用	9
ε	合	政	7	持	施	島	又	現
す	て	府	7	(作	は	々	定
。	除	と	7	材	す	に	々	に
	く	合	及	又	々	法	令	に
	お	家	い	い	了	令	及	加
	か	国	い	管	了	及	い	7
	環	政	施	理	了	い	手	。
	球	府	に	す	了	送	流	環
	卸	と	訂	了	了	り	并	球
	政	別	了	了	了	使	本	諸
	府	合	種	了	了	用	国	島
	本	意	条	了	了	一	政	に
	有	了	口	了	了	建	府	あ
	了	了	日	了	了	設	加	こ

10x20

外務省

(No. 5)

MP/A
材料
地位

協定
材料
設備

老舊
[材料
施設]

島	1	及	4	3	3	国
に	に	の	の	に	に	政
あ	備	設	提	経	経	府
り	品	設	供	務	随	加
て	又	施	1	正	時	琉
は	い	設	日	遂	合	球
に	行	又	本	行	了	諸
技	務	は	国	す	了	島
術	助	日	政	る	了	に
助	日	本	府	る	了	行
は	本	国	加	る	了	務
環	国	琉	琉	る	了	に
球	政	球	取	る	了	本
卸	府	諸	得	る	了	行
政	加	島	了	る	了	務
府	琉	提	了	る	了	に
加	球	供	了	る	了	本
	諸	材	了	る	了	行
		備	了	る	了	務
		器	了	る	了	に
		材	了	る	了	本
		出	了	る	了	行

10x20

外務省

(No. 8)

加西政府向合意を構成するに
 確信するに、閣下が素商及び
 本府の系記了解を本國政府に代
 へて、閣下が素商及び、返商
 (日本側素商)
 及び先程を有し、
 素商の上の路上に、本使は、
 及、本府の素商に、
 (英文) 合衆國側素商 (意)
 英

外務省

10x20

(No. 7)

本府は、閣下が、系記了解を貴國政府に
 了解し、あつたに、無事に、素商及び、系記
 の了解に同意する閣下が返商加西政府の合
 意を構成するに、閣下が合衆國政府に代
 へて、確信するに、閣下が素商及び、返商
 カ、確認するに、閣下が素商及び、返商
 本府は、以上を申し進め、
 閣下が閣下に向か、て敬意を表す。
 閣下が閣下に向か、て敬意を表す。
 閣下が閣下に向か、て敬意を表す。
 閣下が閣下に向か、て敬意を表す。

外務省

10x20

光栄を有します。
 本日は、マニラ、アヤリ、カ合衆国政府は、
 琉球諸島の経済発展を促進し、
 進了するにやうな経済及び技術援助を
 提供し、日本国政府の協力を求め、
 日本国政府の協力を得る。

外務省

本日は、マニラ、アヤリ、カ合衆国政府は、
 琉球諸島の経済発展を促進し、
 進了するにやうな経済及び技術援助を
 提供し、日本国政府の協力を求め、
 日本国政府の協力を得る。

外務省

管理方針の責任を引受ける

the security interest of

極秘

(日本側書簡) (本案)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための援助の供与についての両政府間の協力に関し明確な取極を行なうことについて両政府の代表者の間で行なわれた討議に言及し、かつ、その討議の結果として両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

1 (a) 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助を供与することについて、引き続き協力する。

カサハルニヨリ

(b) 日本国政府の援助は、この目的のために予算で認められた資金から供与され、この資金の支出は、日本国の関係法令に従う。

2 日本国については、首席代表としての外務大臣及び総理府総務長官により、アメリカ合衆国については、日本国駐在合衆国大使により構成される協議委員会を設置する。協議委員会は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助を供与することについての協力のための両政府の政策を調整するため、いずれか一方の政府の要請に基づき随時会合するものとする。両政府の前記の政策の調整は、次々とおりとする。

△

△

前記の助成の費は、(4)琉球諸島に於いては、⁹ 経済開発
 及び社会福祉の進展を毎年検討すること(5) ⁹ 長期に
 おける必要を検討すること並びに(6)日本国政府が日本国の ⁹ 次
 計年度に供与する援助の ⁹ 計画に關し、予算 ⁹ 本歳に於けることを条
 件として、⁹ 及び ⁹ 1(6)の規定に従い、⁹ 並に ⁹ 合衆国政府が供与し
 ている援助に妥当な考慮を払つて合意すること ⁹ 林 ⁹

3 議長としての琉球諸島高等弁務官の代表者一人、日本国の総
 理府総務長官が指名する ⁹ 政府 ⁹ 職員一人及び琉球政府行政主席又はそ
 の代表者一人 ⁹ により ⁹ 構成される ⁹ 技術委員会を設置する。

技術委員会は、日本国政府が琉球諸島に対して供与する経済
 及び技術援助の運営及び実施に附随して生ずる問題を検討する

技術委員会は、日本国政府が琉球諸島に対して供与する経済
 及び技術援助の運営及び実施に伴つて生ずる問題を検討するた
 め、この取極のいずれか一方の当事者の要請に基づき臨時会合
 する。技術委員会は、この取極に基づく手続上の取極で指定す
 ることがある他の任務を遂行する。

4 日本国政府が琉球政府による使用のために提供する資金によ
 り取得される器材及び施設、日本国政府が琉球諸島に供与する
 器材及び施設又は琉球諸島で実施される日本国政府の技術援助
 は、琉球政府が、2の規定に従い、かつ、琉球諸島で適用され
 る法令及び手続に従い、並びに日本国政府が琉球諸島に供与す
 る援助の計画に關する実施取極に従つて、使用し、建設し、維

持し、又は管理する。前記の器材及び施設（に對する）の権限は、日本國政府と合衆國政府との間で特に別段の合意を行なう場合を除くはか、琉球政府に帰属する。

本大臣は、貴官が、前記の了解が貴國政府の了解でもあることと並びにこの書簡及び前記の了解に同意する貴官の返簡が兩政府間の合意を構成することをアメリカ合衆國政府に代わつて確認されれば幸いであります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向つて敬意を表します。

（合衆國側書簡）（案）
（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本官は、英語による訳文が次のとおりである本日付けの閣下の書簡に言及する光榮を有します。

（日本側書簡）

本官は、前記の了解を本國政府に代わつて確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が兩政府間の合意を構成することを確認する光榮を有します。

本官は、さらに、アメリカ合衆国政府は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助の供与についての日本国政府の協力を求めたので、そのような援助の供与についての日本国政府の協力を歓迎する旨を申し述べる光榮を有します。合衆国政府は、極東における平和の擁護における指導的地位に伴う厳重な責任を遂行するにあたり、日本国との平和条約第三条の規定に従つて琉球諸島の施政を行なう責務を引き受けることが必要であると認めためたのでありますが、自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島を日本国の完全な主権の下へ復帰せしめることを許す日を待望しております。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向つて重ねて敬意を表します。

極秘

琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会の設置に関する交換公文についての合意された議事録

(案)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府の代表者は、琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会を設置するため
の千九百六十四年 月 日付けの交換公文のための交渉の過程
において到達した次の了解を記録する。

1 (b) に関し

交換公文 1 (b) に関し、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
「この資金の支出は、日本国の関係法令に従う。」とは、日本
国の法律が援助計画の琉球諸島における実施に適用されること

を意味するとは解釈しないこと、したがって、いずれの政府も、
アメリカ合衆国政府の当局又は琉球政府は日本国政府の供与す
る経済援助を受け入れ、又はその援助の計画を実施するに際し、
日本国の法律に従^{わなければならない}とは解さないことが了解される。

4 に関し

交換公文 4 に関し、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
「実施取極」とは、日本国政府の機関と高等弁務官の承認を経
た琉球政府の機関との間の取極で、日本国政府の援助計画を
実施するために行なわれており、又は行なわれることがあるもの
を意味すると解釈することが了解される。

極秘

(第一次修正)

(日本側書簡) (案)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、琉球諸島に於ける経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための援助の供与について、両政府間の協力のための明確な取極を行なうことについて、その討議の結果として両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

1 (a) 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、琉球諸島に於ける経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助を供与することについて、引き続き協

力することとする。

(b) 日本国政府の援助は、この目的のために予算で認められた資金から供与されることとする。この資金の支出は、日本国の

関係法令に従うこととする。

2 日本国については、首席代表としての外務大臣及び総理府総務長官により、アメリカ合衆国については、日本国駐在合衆国大使により構成される協議委員会を設置する。協議委員会は、琉球諸島に於ける経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助を供与することについて、両政府の政策を調整するため、いずれか一方の政府の要請に基づき随時会合するものとする。両政府の

カタとおりとする。

前記の政策の調査は、(a)琉球諸島において達成された経済開発及び社会福祉の進展を毎年検討すること、(b)短期の^{短期}及び長期^{長期}の必要を検討すること並びに(c)日本国政府が日本国の^次の連合計年度に^{供与}する援助の^{計画}に関し、予算が成立することを条件として、^{及び} (d)の規定に従い、^{並びに}合衆国政府が供与し

ている援助に^{必要}考慮を払つて合意すること^を、

3 技術委員会として琉球諸島高等弁務官の代表者一人、日本国の総^{政府}理府総務長官が指名する職員一人及び琉球政府行政主席又はその代表者一人^{により構成する。}を^{委員}とする。

技術委員会は、日本国政府が琉球諸島に対して供与する経済及び技術援助の運営及び実施に^{伴つ}て生ずる問題を検討する

ため、この取極のいずれか一方の当事者の要請に基づき随時合するものとする。技術委員会は、この取極に基づく^{取極}で^{指定}する^{こと}がある他の任務を遂行するものとする。

4 日本国政府が琉球政府による^{使用}の^{ため}に提供する資金により取得される器材及び施設、日本国政府が琉球諸島に供与する器材及び施設又は^{琉球諸島において行なう}技術援助は、琉球政府が、その規定に従い、かつ、琉球諸島^に適用される法令及び手続に従い、並びに日本国政府が琉球諸島に供与する援助の計画に関する実施取極に従つて使用し、建設し、維持し、又は^{管理}されるものとする。

前記の器材及び施設に対する^{所有権}は、日本国政府と合衆国

不政府との間で特に別段の合意を行なう場合を除くほか、琉球政
府に属するものとする。

○本大臣は、前記の了解が貴国政府の了解でもあること
並びにこの書簡及び前記の了解に同意する閣下の返簡が両政府間
の合意を構成せるとをアメリカ合衆国政府に代わって確認され
れば幸いでありませう。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向か
つて敬意を表します。

(合衆国側書簡) (案)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、英語による訳文が次の
とおりである本日付けの閣下の書簡に言及する光栄を有します。

(日本側書簡)

本使は、前記の了解を本国政府に代わって確認するとともに、
閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成することを確認
する光栄を有します。

本領は、さらに、アメリカ合衆国政府は、琉球諸島^のの
済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経
済及び技術援助^を供与^す。この^のの日本国政府の協力を求
めたので、そのような援助^を供与^す。この^のの日本国政府
の協力を歓迎する旨を申し述べる光榮を有します。合衆国政府は、
極東における平和の擁護^にに^のの指導者としての^的的^{地位}地位に^伴伴^うう
遂行するにあたり、日本国との平和条約第三条の規定に従つて琉
球諸島の施政を行なり責務を引き受けることが必要であると認め
^らら^れれ^まま^すすが、自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島が日本
国の完全な主権の下へ復帰^{せしめ}せし^めめ^らら^れれ^るることを^許許^ささ^しし^まま^すす。日^をを待望しておりま
す。

本領は、以上を申し進めるに際し、ここに^重重^大大^のの^事事^業業^とと^しし^てて^向向^かか^つつ
て敬意を表します。

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字が並ぶ）

極秘

廿四

琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会の設置に関する交換公文についての合意された議事録

(案)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府の代表者は、琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会を設置するため
の千九百六十四年 月 日付けの交換公文のための交渉の過程
において到達した次の了解を記録する。

1 (b) に関し

交換公文 1 (b) に関し、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
「この資金の支出は、日本国の関係法令に従うべきである。」

これは、日本国の法律が援助計画の琉球諸島における実施に適用
されることを意味する解なないこと、したがって、いずれの政
府も、アメリカ合衆国政府の当局又は琉球政府が日本国政府の
供与する経済援助を受け入れ、又はその援助の計画を実施する
とすることに日本国の法律に従う義務があるとは解なないこ
とが了解される。

4 に関し

交換公文 4 に関し、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
「実施取極」とは、日本国政府の機関と高等弁務官の承認を経
た琉球政府の機関との間の取極で、日本国政府の援助計画を実施する
ために行なわれており、又は行なわれることがあるものを意味する
と解することが了解される。

極秘

(日本側書簡) (一案)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、琉球諸島に於ける経済開發並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進する^{本大臣の}ため、^{本大臣の}援助を供与することを^{本大臣の}目的とし、^{本大臣の}両政府間の協力の^{本大臣の}ため、^{本大臣の}明確な取極^{本大臣の}めを^{本大臣の}行われ、^{本大臣の}その討議の結果として両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

1 (a) 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、琉球諸島に於ける経済開發並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助を供与することについて、引き続き協

力することをする。

(b) 日本国政府の援助は、この目的のために予算で認められた資金から供与される^{こととする}。この資金の支出は、日本国の

関係法令に従う^{こととする}。関係法令を^{本大臣の}設置し、同委員会は、

2 日本国については、首席代表としての外務大臣及び総理府総務長官により、^{本大臣の}アメリカ合衆国については、日本国駐在合衆国大使により構成^{することとする}される協議委員会を設け、協議委員会は、琉球諸島に於ける経済開發並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助を供与することについての協力の^{本大臣の}ため、^{本大臣の}両政府の政策を調整するため、いずれか一方の政府の要請に基づき随時會合する^{こととする}。両政府の

外資と、かりとて。

前記の政策の調整は、(1) 琉球諸島において達成された経済開発及び社会福祉の進展を毎年検討すること(2) 短期及び長期の必要をを検討すること並びに(3) 日本国政府が日本国の許年度に供与する援助の計画に関し、予算が成立することを条件として、(4) の規定に従い、(5) 及び合衆国政府が供与し

ている援助に妥当な考慮を払って合意すること(6) である。技術委員会を設置し、同委員会は、

3 議長として、琉球諸島高等弁務官の代表者一人、日本国政府の代表者一人及び琉球諸島行政主席又はその代表者一人からなる技術委員会を設置する。

技術委員会は、日本国政府が琉球諸島に対して供与する経済及び技術援助の運営及び実施に際して生ずる問題を検討する

ため、この取極のいずれか一方の当事者の要請に基づき随時合する。技術委員会は、この取極に基づく手続取極の指で定めることがある他の任務を遂行する。

4 日本国政府が琉球政府による提供するための資金により取得される器材及び施設、日本国政府が琉球諸島に供与する器材及び施設又は日本国政府が琉球諸島に供与する器材及び施設は、琉球政府が、2の規定に従い、かつ、琉球諸島に適用される法令及び手続に従い、並びに日本国政府が琉球諸島に供与する援助の計画に関する実施取極に従って使用し、建設し、維持し、又は管理されるものとする。

前記の器材及び施設に対する所有権は、日本国政府と合衆国の権原

一 不府との間で特に別段の合意を行なう場合を除くほか、琉球政
不府に属する。

本大臣は、~~閣下~~^{貴国}が、前記の了解が貴国政府の了解でもあること
並びにこの書簡及び前記の了解に同意する~~閣下~~^{貴国}の返簡が両政府間
の合意を構成することをアメリカ合衆国政府に代わつて確認され
れば幸いであります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに~~閣下~~^{貴国}に
つて敬意を表します。

(合衆国側書簡) (案)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本~~閣下~~^{貴国}は、英語による訳文が次の
とおりである本日付けの閣下の書簡に言及する光榮を有します。

(日本側書簡)

本~~閣下~~^{貴国}は、前記の了解を本国政府に代わつて確認するとともに、
閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成することを確認
する光榮を有します。

本使は、さらに、アメリカ合衆国政府は、琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助提供等について、日本政府の協力を求めたので、そのような援助提供等について、日本政府の協力を歓迎する旨を申し述べる光榮を有します。合衆国政府は、極東における平和の擁護にわたる指導者としての嚴肅な責任を遂行するにあたり、日本国との平和条約第三条の規定に従つて琉球諸島の施政を行なう責務を引き受けることが必要であると認められますが、自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島は日本国の完全な主権の下へ復帰することを認める日を待望しております。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに書かれた閣下に向かつて敬意を表します。

極秘

(訳文)

琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会の設置に関する交換公文についての合意された議事録

(案)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府の代表者は、琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会を設置するため
の千九百六十四年 月 日付けの交換公文のための交渉の過程
において到達した次の了解を記録する。

1 (b) に関し

交換公文 1 (b) に関し、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
「この資金の支出は、日本国の関係法令に従うべきとする。」

とは、日本国の法律が援助計画の琉球諸島における実施に適用
されることをいうとは解さないこと、したがって、いずれの政
府も、アメリカ合衆国政府の当局又は琉球政府が日本国政府の
供与する経済援助を受け入れ、又はその援助の計画を実施する
ことについては日本国の法律に従う責任を有するとは解しないこと
とが了解される。

4 に関し

交換公文 4 に関し、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
「実施取極」とは、日本国政府の機関と高等弁務官の承認を経
た琉球政府の機関との間の取極で、日本国政府の援助計画を実施する
ために行なわれており、又は行なわれることがあるものをい
ふと解することが了解される。

極秘

(日本側書簡) (一案)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、琉球諸島に於ける経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための援助を供与することについて、両政府間の協力を明瞭な取極に關して、両政府の代表者の間で行なわれた討議に言及し、かつ、その討議の結果として両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

1(a) 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、琉球諸島に於ける経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助を供与することについて、引き続き協

力することとする。

(b) 日本国政府の援助は、この目的のために予算で認められた資金から供与されることとし、この資金の支出は、日本国の関係法令に従うこととする。

日本国については、首席代表としての外務大臣及び総理府総務長官により、また、アメリカ合衆国については、日本国駐在合衆国大使により構成される協議委員会を設置する。協議委員会は、琉球諸島に於ける経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助を供与することについての協力のための両政府の政策を調整するため、いずれか一方の政府の要請に基づき随時會合することとする。両政府の

前記の政策の調整は、(1) 琉球諸島に於ける経済開発及び社会福祉の進展を毎年検討すること(2) 当面の、及び長期にわたる必要を検討すること並びに(3) 日本国政府が日本国の選会計年度に供与する援助の計画に關し、予算が成立することを条件として、^(a) ^(b) 1. 規定に従い、及び合衆国政府が供与してゐる援助に妥当な考慮を払つて合意することからなる。

3 議長としての琉球諸島高等弁務官の代表者一人、日本国の總理府総務長官が指名する職員一人及び琉球政府行政主席又はその代表者一人からなる技術委員会を設置する。

技術委員会は、日本国政府が琉球諸島に対して供与する経済及び技術援助の運営及び実施に附随して生ずる問題を検討する

ため、この取極のいずれか一方の当事者の要請に基づき隨時會合するものとする。技術委員会は、この取極に基づく手續^{上の取極}は、^{この取極}定めることがある他の任務を遂行するものとする。

4 日本国政府が琉球政府による^{準備}のために提供する資金により取得される器材及び施設、日本国政府が琉球諸島に供与する器材及び施設又は日本国政府が琉球諸島において行なう技術援助は、琉球政府が、その規定に従い、かつ、琉球諸島において適用される法令及び手續に従い、並びに日本国政府が琉球諸島に供与する援助の計画に關する実施取極に従つて使用し、建設し、維持し、又は管理されるものとする。

前記の器材及び施設に対する所有権は、日本国政府と合衆国^の

政府との間で特に別段の合意を行なう場合を除くほか、琉球政
府に属するものとする。

本大臣は、閣下が、前記の了解が貴国政府の了解でもあること
並びにこの書簡及び前記の了解に同意する閣下の返簡が両政府間
の合意を構成することをアメリカ合衆国政府に代わつて確認され
れば幸いであります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向か
つて敬意を表します。

(合衆国側書簡) (案)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、英語による訳文が次の
とおりである本日付けの閣下の書簡に言及する光榮を有します。

(日本側書簡)

本使は、前記の了解を本国政府に代わつて確認するとともに、
閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成することを確認
する光榮を有します。

本使は、さらに、アメリカ合衆国政府は、琉球諸島における経
済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経
済及び技術援助を供与することについての日本国政府の協力を求
めたので、そのような援助を供与することについての日本国政府
の協力を歓迎する旨を申し述べる光榮を有します。合衆国政府は、
極東における平和の擁護に^{この地位に付}の嚴肅な責任を
遂行するにあたり、日本国との平和条約第三条の規定に従つて琉
球諸島の施政を行なう責務を引き受けることが必要であると認め
ておりますが、自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島^{日本}日本
国の完全な主権の下へ復歸^{せしめ}することを^{許す}日^を待望しておりま
す。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かっ
て敬意を表します。

invite

付録

極秘

琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会の設置に関する交換公文についての合意された議事録

(案)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府の代表者は、琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会を設置するため
の千九百六十四年 月 日付けの交換公文のための交渉の過程
において到達した次の了解を記録する。

1 (b) に関し

交換公文 1 (b) に関し、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
「この資金の支出は、日本国の関係法令に従う。」とすることをP

X
従

とは、日本国の法律が援助計画の琉球諸島における実施に適用
されることをいふとは解~~き~~ないこと、したがって、いずれの政
府も、アメリカ合衆国政府の当局又は琉球政府が日本国政府の
供与する経済援助を受け入れ、又はその援助の計画を実施する
に際し、日本国の法律に従う義務を負うるとは解~~き~~ないこと
とが了解される。

4 に関し

交換公文 4 に関し、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
「実施取極」とは、日本国政府の機関と高等弁務官の承認を経
た琉球政府の機関との間の取極で、日本国政府の援助計画を実施する
ために行なわれており、又は行なわれることがあるものをいふ
ことが了解される。

極秘

(日本側書簡) (案)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための援助の供与についての両政府間の協力に関し明確な取極を行なうことについて両政府の代表者の間で行なわれた討議に言及し、かつ、その討議の結果として両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

1. (a) 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助を供与することについて、引き続き協力する。

(b) 日本国政府の援助は、この目的のために予算で認められた資金から供与され、この資金の支出は、日本国の関係法令に従う。

協議委員会設置
同委員会は、日本国については、首席代表としての外務大臣及び總理府總務長官により、アメリカ合衆国については、日本國駐在合衆国大使により構成する。協議委員会は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助を供与することについての協力に関し両政府の政策を調整するため、いずれか一方の政府の要請に基づき臨時会合する。両政府の前記の政策の調整は、次のとおりとする。

(2) 琉球諸島の経済開発及び社会福祉の進展を毎年検討すること。

(b) 短期及び長期の計画を検討すること並びに

(c) 日本国政府が日本国の次会計年度において供与する援助の計画に関し、予算で認められた資金が利用できることを条件として、及び1(d)の規定に従い、並びに合衆国政府が供与している援助に妥当な考慮を払つて、合意すること。

3 技術委員会を設置し、同委員会は、委員長として、琉球諸島高等弁務官の代表者一人、日本国の総理府事務長官が指名する政府職員一人及び琉球政府行政主席又はその代表者一人により構成する。

技術委員会は、日本国政府が琉球諸島に対して供与する経済及び技術援助の運営及び実施に伴つて生ずる問題を検討するため、この取極のいずれか一方の当事者の要請に基づき随時会合する。技術委員会は、この取極に基づく手続上の取極で指定することができる他の任務を遂行する。

4 日本国政府が琉球政府による使用のために提供する資金により取得される器材及び施設、日本国政府が琉球諸島に供与する器材及び施設又は琉球諸島で実施される日本国政府の技術援助は、琉球政府が、その規定に従い、かつ、琉球諸島で適用される法令及び手続に従い、並びに日本国政府が琉球諸島に供与する援助の計画に関する実施取極に従つて、使用し、建設し、維

持し、又は管理する。前記の器材及び施設^{に對する}の権原は、日本国政府と合衆国政府との間で特に別段の合意を行なう場合を除くほか、琉球政府に帰属する。

本大臣は、貴官が、前記の了解が貴国政府の了解でもあることと並びにこの書簡及び前記の了解に同意する貴官の返簡が兩政府間の合意を構成することをアメリカ合衆国政府に代わつて確認されれば幸いであります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向つて敬意を表します。

(合衆国側書簡) (案)
(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、英語による訳文が次のとおりである本日付けの閣下の書簡に言及する光榮を有します。

(日本側書簡)

本官は、前記の了解を本国政府に代わつて確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が兩政府間の合意を構成することを確認する光榮を有します。

本官は、さらに、アメリカ合衆国政府は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助の供与についての日本国政府の協力を求めたので、そのような援助の供与についての日本国政府の協力を歓迎する旨を申し述べる光榮を有します。合衆国政府は、極東における平和の擁護における指導的地位に伴う厳肅な責任を遂行するにあたり、日本国との平和条約第三条の規定に従つて琉球諸島の施政を行なう責務を引き受けることが必要であると認めためてありますが、自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島を日本国の完全な主権の下へ復帰せしめることを許す日を待望しております。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向つて重ねて敬意を表します。

極秘

琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会の設置に関する交換公文についての合意された議事録

(案)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府の代表者は、琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会を設置するため
の千九百六十四年 月 日付けの交換公文のための交渉の過程
において到達した次の了解を記録する。

1 (b) に関し

交換公文 1 (b) に関し、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
「この資金の支出は、日本国の関係法令に従う。」とは、日本
国の法律が援助計画の琉球諸島における実施に適用されること

を意味するとは解釈しないこと、したがって、いずれの政府も、
アメリカ合衆国政府の当局又は琉球政府は日本国政府の供与す
る経済援助を受け入れ、又はその援助の計画を実施するに際し、
日本国の法律に従
わきまをいふ
は解さないことが了解される。
4 に関し

交換公文 4 に関し、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
「実施取極」とは、日本国政府の機関と高等弁務官の承認を経
た琉球政府の機関との間の取極で、日本国政府の援助計画を実
施するために行なわれており、又は行なわれることがあるもの
を意味すると解釈することが了解される。